

【議題 1】

総合教育会議の運営に関する
必要な事項について（要綱案）

富山市総合教育会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、富山市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議題の決定)

第2条 教育委員会事務局教育総務課（以下「教育総務課」という。）の職員は、市長から協議題の提示があったときは、遅滞なくこれを教育委員会に伝えるものとし、もって協議題が決定されたものとみなす。

(招集手続)

第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに協議題を通知して行わなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 教育委員会から会議の招集を求める場合は、協議題を市長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(事務局)

第4条 事務局は、教育総務課とする。

(会議録の作成及び公表)

第5条 市長は、会議録を教育総務課の職員の中から指定する者に作成させる。

(会議録の記載事項)

第6条 会議録には協議題のほか開会及び閉会の日時、出席者の氏名、会議の要旨並びに市長が必要と認める事項を記載しなければならない。

(非公開とする協議題)

第7条 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

富山市総合教育会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関する必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 市長は、会議を傍聴しようとする者に対し、傍聴申込書に住所及び氏名の記入を求めることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帶びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動をすること。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、非公開とする協議題になったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

【議題2】 総合教育会議について

(1) 協議・調整内容

- ①大綱策定に関する事項
- ②重点的に講すべき施策等に係る事項については、政策調整会議に付する事項のうち特に協議・調整が必要となる事項とするほか、大綱策定の協議の中で決定する。
- ③緊急の場合に講すべき措置に係る事項

(2) 開催回数

- ①開催回数

今年度は、大綱策定に係る会議として、3回を目途に開催する。また、重点的に講すべき施策等に係る協議・調整については、その都度開催する。

【参考】

総合教育会議の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）により、各地方公共団体の長に総合教育会議の設置が義務付けられた。

総合教育会議の概要は、次のとおり。

（1）会議は首長と教育委員会で構成され、首長が招集する。

※必要があれば、教育委員会から首長に招集を求めることができる。

（2）協議する事項は、

① 大綱の策定に関する事項

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

具体的な例として、文部科学省通知では次の事項が挙げられている。

（ア）学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項

（イ）幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

具体的な例として、文部科学省通知では次のケースが挙げられている。

（ア）いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合

（イ）通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

（ウ）その他緊急の場合として、災害発生時などにおいて防災部局や福祉部局と連携する必要がある場合

（3）必要に応じて関係者及び学識経験者を招いて意見を聞くことができる。

【文部科学省通知】

- ・協議、調整とは、次のとおり。
「調整」⇒教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。
「協議」⇒調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの。
- ・地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するというものではない。
- ・教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とすべきではない。ただし、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられる。
- ・協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断する。

【文部科学省説明会】

開催頻度は、法律上は記載されておらず、国も定期的な開催は求めていない。ただし、1年間全く開催しないというのは法の趣旨に鑑みて、相応しくない。

【議題3】 大綱の策定について

(1) 策定方針

- ①富山市教育振興基本計画をベースに策定する。
- ②既に市長部局に移管している、スポーツ、文化（文化財に関するこ^ととを除く。）に関するこ^ととは、盛り込まない。
- ③対象期間は、5年間とする。

(2) 策定スケジュール

3回を目途に会議を開催し、年度内の策定を目指す。

第1回総合教育会議	策定方針等の提示及び協議
第2回総合教育会議	案の提示及び協議
第3回総合教育会議	最終案の提示及び協議
年度内	大綱の公表

【参考】

①大綱策定の法的根拠等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）により、地方公共団体の長に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について策定することが義務付けられた。

改正法では、大綱の策定にあたり、

- (1) 教育基本法第17条第1項（国の教育振興基本計画の規定）に規定する基本的な方針を参酌すること。（法第1条の3第1項）
- (2) 定めようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとする。（法第1条の3第2項）

とされた。

また、文部科学省通知において、大綱策定の考え方として、

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- (2) 教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることが考えられる。
⇒ 協議の結果、当該計画をもって大綱に代えることも可能である。
- (3) 記載事項としては、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- (4) 大綱が対象とする期間については、4年～5年程度を想定しているものであること。
(地方公共団体の長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑みて)

とされている。

②本市の教育関連計画等

ア. 教育目標

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

富山市教育委員会

イ. 富山市総合計画(後期基本計画)(教育関連を抜粋)

(まちづくりの目標) 人が輝き安心して暮らせるまち
(政策) すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり

(施策) 子育て環境の充実

- ・子どもかがやき教室の充実
- ・多様な保育サービスなどの提供
(幼稚園を含む)

(施策) 市民の自主的な学習環境の充実

- ①生涯学習活動の充実
 - ・各種講座の充実(市民大学や公民館)等
- ②生涯学習拠点の充実
 - ・公民館の充実
 - ・博物館等の充実
 - ・図書館の充実

(施策) 学校教育の充実

①自主性や創造性を育てる教育の推進

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・確かな学力の定着 | ・幼児教育の充実 |
| ・豊かな心・健やかな体の育成 | ・私学の振興 |
| ・生きる力の育成 | ②学校教育環境の整備 |
| ・生命や人権を尊重する心の育成 | ・学校施設の耐震化の推進等 |
| ・自然体験活動や社会体験活動の充実 | ③安心・安全な学校づくり |
| ・学校図書の充実 | ・開かれた学校づくり |
| ・情報教育の推進 | ・指導・相談体制の充実 |
| ・外国語教育の充実 | ④食育と健康管理の推進 |
| ・教職員の研修の充実 | |
| ・教育センターの整備 | |

(政策) 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり

(施策) 家庭・地域における教育力の向上

- ①家庭における教育力の向上
 - ・家庭教育
 - ・子どもの読書活動の推進
- ②家庭・学校・地域との連携
 - ・開かれた学校づくりの推進
 - ・食育の推進

(施策) コミュニティの再生

- ①地域活動の推進
- ②地域の活動拠点の整備
 - ・公民館の整備(再掲)

(まちづくりの目標) 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

(政策) 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり

(施策) 伝統的文化・文化遺産の保全、活用

- ①伝統的文化等の保存・継承への支援
- ②伝統的なまち並みの保全と活用
- ③文化遺産等の保全と活用
- ④地域固有の文化資料等の電子化

ウ. 富山市教育振興基本計画

本市総合計画の分野別計画として位置付け、「4のビジョン（基本的な方向）、17のアクション（基本施策）」として体系化している。

計画期間は、平成26年度～平成30年度の5年間。

(体系表)

基本的な方向	基本施策
1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	1 確かな学力の定着
	2 豊かな心の育成
	3 健やかな体の育成
	4 社会で活きる実践力の育成
	5 教員の資質能力向上
	6 幼児教育の充実
	7 外国語教育の充実
	8 特別支援教育の充実
	9 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実
	10 私学の振興
2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	11 質の高い学校教育環境の整備
	12 安心・安全な学校教育環境の整備
3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	13 家庭における教育力の向上
	14 学校・家庭・地域との連携
4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	15 生涯学習活動の充実
	16 生涯学習活動拠点の充実
	17 文化遺産等の保全・活用